

# 「満州国」総動員体制下の社会変容の基底

## —農村生活の破綻と労働力総動員—

芳井 研一

### はじめに

小稿では、「満州国」（以下カッコ略）総動員体制の下で進行した社会変容について、その基底を探るべく農村社会の実情と労働力強制動員の影響に焦点を当てて解明する。

第一に、日中全面戦争の勃発にともなう総力戦体制の進展と満州国の生産力拡充政策（五年計画と北辺振興政策）の実施が社会変容の基底にどのような影響を与えたかについて検討する。さいわい以下のような南満州鉄道新京支社調査室の報告があるので、それを利用する。ひとつは綏化県の農村実態調査報告である<sup>(1)</sup>。また同調査室は、満鉄調査部の総合調査の一環である「日満支インフレーション調査」の満州部分を担当し、「満州インフレーション調査報告」をまとめている<sup>(2)</sup>。この報告は、関東軍の要請によって満州国の通貨膨張抑制策樹立のための基礎調査として作成されたものである。そのほか新京支社調査室が刊行した内部資料の「新京時事資料月報 満州政治経済動向」第一号や、「満州経済季報」第一号にも、同様の視点に立った報告が掲載されている<sup>(3)</sup>。これらの調査報告等から浮かび上がる農村の実情を探る。

第二に、「満州国」総動員体制の下で実施された労働力強制動員が農村社会にもたらした深刻な影響について検討する。満州国では生産力拡充のために炭鉱や製鋼所等において労働力を大幅に拡充する必要に迫られた。陸軍も、1941年7月の関特演後対ソ戦勃発をにらんで飛行場設置や築城を急ピッチで進めることを強く求め、そのための大量の労働力を必要としていた。にもかかわらず従来華北からの労働力移動によって補填されていた大量の労働者が供給不足に陥った。華北地域の労賃高騰や治安不良、それに満州国による送金為替の許可制導入のためである。そのため満州国地域では、1941年以降、大量に不足する労働力を国内の農村から強制動員せざるを得なくなった。そのことが結果として旧来の農村秩序維持を困難化させ、地域社会の基底が変容する一要素となったことを探る。ただそれらを直接分析するための資料は乏しく、ここでは主として「関東憲兵隊文書」にある労働力強制動員の実態についての事例を検討し、そこに顕れた特徴を通して考えることにしたい<sup>(4)</sup>。

## I 社会変容の基底

### 1 綏化県農村

まず満洲農村の社会変容の基底を探るために北満の穀倉地帯にある綏化県の杏山堡と蔡家窩堡の調査事例を検討しよう。満鉄新京支社調査室の梶原子治がこれらの村を調査したのは1940年1月22日から2月3日までの13日間である。インフレーションによる諸物価の高騰が、哈爾濱市北方にある農村に与えた影響を探るためであった。杏山堡の1939年における戸数は59戸で、一般農家13戸、雇農42戸、雑業4戸であった。物価高の生活への直接的打撃は大きかった<sup>(5)</sup>。表1は、1938年から1939年にかけての生活必需品価格の騰貴を示したものである。住居に使うムシロ（アンペラ）や白糖など1年間で2倍以上に値上がりしたものである。これらは、県城での小売価格の騰貴率よりさらに高かったという。しかも購入のためには、煙草などを含め闇取引に依存することが多かった。

物価高の影響は、下層の農家ほど深刻であった。表2は、自ら耕地を経営しないで労働力のみを提供する雇農の1939年における家計費の事例である。買い控えをしつつ現金収入のほとんどすべてを食費・被服費にあてている状況をうかがうことが出来る。この雇農の事例を、より上層の農家と比較したのが表3である。そのうちの中農の事例では、収入が1938年の1426円から1年後の1939年には299円減ったにもかかわらず、雇用労働者の労賃は前年度より348円余計に支出されていた。その赤字分が負債となつてのしかかった。それに対し富農の場合は、労賃が2400円、家計分の支出が1700円増えているものの、収入も1024円増えたので、収入から支出を差し引くと1879円の黒字になっていた。すなわち物価高騰は富農にはそれほど影響を与えず、中農と雇農にそれぞれのかたちで打撃を与えたということになる。

中農が負債を背負うほどに困難な状況に立ち至つたのは、物価高騰もさることながら労賃の急上昇が主因であった。杏山堡の雇用労働者には日工と略称される日雇い労働者と、年間継続して雇用される年工の二種類があったという。年工には現物支給分があり、1938年の契約が1939年も継続されたのでそれほど増給されなかったが、日工の労賃は激しく高騰した。表4によると、1939年の日工の賃金が前年に比べそれぞれ25%から100%分上乗せされていることがわかる。とくに鏟地という除草作業と麦刈りの労働において騰貴がはなはだしかった。北満の穀倉地帯では10垧（1垧は東北地域では15畝）を経営するためには20人から30人の雇用労働者を必要とする。除草等の作業を怠れば、生産力の低下をきたさざるを得ない。富農は労賃の高騰分を吸収できたが、それ以外の農家は困窮化の道をたどらざるを得なかった。その結果杏山堡や蔡家窩堡では、地主から自作農に転換する農家や、労賃高で農業経営を断念して転出する農家が出た。自作農が小作農に、小作農が雇農に転落することもあった。杏山堡では20垧の小作地が返還される一方、小作地を50垧に拡大した農家があった。杏山堡のある富農は調査時点で3人の小作人から小作地返還の申し出があり、考慮中であつたという。そうした事例はこの時点では多くはないものの、物価高騰の下で杏山堡や蔡

家嚮堡では富農による土地の集積、経営の拡大が見られたことは注目される。富農による土地所有の拡大と中農以下の土地手放しによる没落、雇農の窮乏化という農民層の分解が進みつつあった。

表1 生活必需品価格の推移

品目	単価	1938年	1939年	増加割合
家賃	一間房子	15.00円	20.00円	133.3%
アンペラ	一枚	6.00	13.00	216.7
高粱米	一斗	3.20	3.60	112.5
小米	一斗	3.00	4.20	140.0
包子	一斗	3.00	3.50	116.7
ソーダ	一升	0.06	0.09	150.0
白麵	一升	0.12	0.13	125.0
猪肉	一升	0.35	0.47	134.3
塩	一升	0.06	0.06	100.0
白糖	一升	0.15	0.36	240.0
豆油	一升	0.18	0.24	133.2
花旦呢	一尺	0.26	0.70	269.2
花帆布	一尺	0.25	0.65	260.0
塩花帆布	一尺	0.24	0.50	208.3
棉花	一斤	1.05	2.20	192.4
線	一斤	3.00	8.00	266.7
膠皮靴	一足	0.90	2.80	311.1
烏拉靴	一足	6.00	13.00	216.7
サンツ		3.60	9.00	250.0
帽頭	一箇	1.50	1.00	166.7

注. 「家計用品ノ価格」(満鉄新京支社調査室「物価高ノ農村ニ及ホセル影響調査」29頁)より作成。

## 2 都市労働者

都市生活を営む人々にとって、先に見た農村の基底における変動やインフレーションの進行は、どのような意味を持っていたのであろうか。

満州国人口の75%以上は農業人口であり、近代産業部門の人口は10%前後であったという。農村の住民の場合も、その多くが雇農として、また季節的出稼ぎ者として家計補助的労働に従事していた<sup>(6)</sup>。いわゆる「半農半工」といわれる農村の労働者による出稼ぎ労働が、技術工や熟練工以外の都市産業を支えていた。1939年以降の物価騰貴と労働力不足は、この「半農半工」の体制にどのような影響を与えたのであろうか。農村における物価の騰貴により小作地を手放したり日雇い労働者に転落した農民は、都市の労働力として吸収されることが多かった。

表2 雇農の家計費（1939年）

		数量	単価	価額	計
食費	精谷子	2石	40円	80円	112円 (55.2%)
	包米	1石	17円	17	
	小麦	0.2石	40円	8	
	塩	100斤	7銭	7	
被服費	糸	0.5	8銭	4	72円 (35.4%)
	棉花	4	2銭	8	
	衣服			60	
その他	マッチ	15袋	20銭	3	19円 (9.4%)
	石油	10斤	20銭	2	
	年紙			10	
	その他			4	
合計				203円	(100.0%)

注. 「雇農ノ家計費内容」(前掲表1に同じ、28頁)より作成。

表3 階層別農家現金収支（1939年、単位円）

		収入(販売・労賃)	支出				負債
			労賃	税金	家計	計	
富農	1938年	15,900	5,945	2,000	3,000	10,945	
	1939年	16,924	8,345	2,000	4,700	15,045	
中農	1938年	1,425	1,068	290	300	1,658	
	1939年	1,126	1,416	290	350	2,056	1,000
雇農		215			203	203	

注. 「階層別農家ノ現金収支」(44頁)より作成。

表4 日工労賃の推移（単位円）

	杏山堡							蔡家窩堡			
	種地	鑿地			刈麦子	刈大秋	打場	鑿地	刈麦子	其他收穫	打場
		1回	2回	3回							
1938年	0.80	1.50	1.50	1.50	2.00	1.80	1.00	1.60	2.00	1.60	0.80
1939年	1.00	2.50	2.50	2.50	3.00	2.50	1.50	2.00	4.00	2.50	1.00
増加割合	125.0	166.7	166.7	166.7	150.0	138.9	150.0	125.0	200.0	156.2	125.0

注. 「日工労賃」(前掲表1に同じ、37頁)より作成。

また労賃の高騰による農産物価格の高騰は、消費地である都市の食糧価格をさらに押し上げることになり、都市に住む人々の生活はますます苦しくなった。

表5は、1939年における産業別の一日分の男子実収賃金である。これを表4の農村における同じ1939年の日雇い労働者の日当と比較すると、「満洲人・中国人」の場合明らかに農村の日工の賃金の方が高かったことがわかる。種まきはともかく、草取りや麦刈りの場合は、都市労働者の二倍前後の日当が支払われていた。都市の一般労働者は、低賃金と物価高の両面で、生活上の困難を強いられた。

加えて生活必需品の入手のために、闇経済に依存せざるを得ないという新たな困難が加わる。時期は少し下るが、1942年2月1日付の満州日々新聞によると、新京警察庁経済保安科の摘発した1941年中の闇犯罪は3625件で、一日平均10件にのぼったという<sup>(7)</sup>。闇経済がこの時点ですでに普通になっていただろうことがわかる。また表6・7のように、国幣増発によるインフレーションの進展の下で奉天市や新京市の小売の闇相場と公定価格とのシェーレ(はさみ状価格差)が広がっていた<sup>(8)</sup>。

満洲国の戦時経済化が進展するにつれて、日本人社会では統制価格による購入、「満洲人・中国人」(以下カッコ略)社会の小売りでは闇価格という対照的な流通のしくみが通常になって来た。そこには統制経済に服さない満洲人・中国人の高利貸資本があった。日本の満洲開発はそれらを利用して発展してきたので、買いだめ等により利潤をかせぐ彼らの行為を押さえることは極めて困難だったという<sup>(9)</sup>。

日本本土における総力戦体制の強化・維持のため、満洲への生活必需品の輸出は激減していた。そのために不足する品目の価格は上昇し、調達さえ困難になってしまう。そのような物資不足の状況を見て、満洲人・中国人の商人は買い溜めや売り惜しみに走り、密貿易にも手を染めた。こうした売り惜しみの結果、例えば1941年5月における砂糖のストックは、1年前の約40倍の20万3251屯に激増した。困ったのは商人から生活必需品を購入せざるを得ない地域住民・労働者であった。

闇経済の流通実態について触れておこう。1941年12月上旬に満洲生活必需品会社調査課が、奉天・瀋陽・西安・新京・吉林・哈爾濱・佳木斯・洮南・齊齊哈爾・北安等の主要都市で調査したところ、統制を実施している品物のすべてで闇相場が存在していた。闇品目は、華北・朝鮮からの密輸入品(綿糸布、花椒、乾麵)、農村からの密輸送(米、糧穀)、配給業者の不正(小麦粉、砂糖、食用油、煙草)、統制前の在庫品(綿布、乳製品、ゴム長靴)、配給品の転売(日本人商店で煙草、雑貨を公定価格で買い、城内で数倍の値段で売る)などであった。その方法は、仕切書に価格をいつわって記入しあとで精算するもの、行商によるもの、朝市を開くもの、転城号というブローカーを介するものなどがあった。都市労働者は、労賃安、物価高に加え、こうした闇相場で日常生活用品を購入せざるを得ない状況に追い込まれた。

労働者の一部は、生活の困難を打開するために賃上げや労働条件改善を求める労働争議を起こした。表8によると、労働争議は1927年に97件、参加人員23,539人とピークを示したあと下降傾向をたどったが、1938年、1939年に一気に増加している。表9は1939年1月から4月までに実際に起こった争議の内容を示したものである。大部分は賃上げに関連した争議であった。1月27日の争議の事例は、日本人と一般労働者の対立であるが、表5のように両者の賃金格差は大幅であり、労働条件に関する感情対立は潜在的に高かったといえよう。これらの争議の増加について、報告書は「何れも物価騰貴に因る職員の賃金値上要求に過ぎず、其の間思想界の影響を受け居る事も当時の共産主義全盛を思ふとき思ひ当る節がある筈であ

る」と推測している。また「工場及び労働者の多き地方に争議多きは当然とするも大体に於て文化水準高き都会地に多きことも事実である」と指摘している<sup>(10)</sup>。都市労働者の意識変化が争議の増加につながっていることを示唆している。

表5 産業別一日平均男子実収賃金（1939年、単位円）

	日本人	朝鮮人	「満州・中国人」
窯業・土石加工業	3.64	1.40	0.96
金属工業	4.20	1.97	1.17
機械器具製造装置業	3.28	2.00	1.29
船車其他運搬用具製造業	3.72	2.47	1.21
精巧工業	3.31	1.49	1.15
化学工業	2.84	1.13	0.86
繊維工業	2.60	0.90	0.62
衣服・身装品製造業	2.44	1.38	1.16
紙・印刷工業	3.43	1.61	1.07
皮革・骨・羽毛等品製造業	3.06	3.29	1.43
木竹草蓐等品製造業	3.33	1.68	1.25
食品類製造業	3.49	1.32	0.94
電気・瓦斯・水道業	3.67	1.66	1.20
その他の工業	5.00	0.90	0.70
総平均数	3.78	1.52	1.09

注. 「産業別平均実収賃金」（遼寧省档案馆編『満鉄與勞工（第二輯）5』473頁）より作成。

表6 奉天市闇相場の推移（小売り）

	1940.8公定価格を100とする闇指数	1941.6公定価格を100とする闇指数	1941.12の公定価格を100とする闇指数
白米	225	225	176
麦粉	270	395	400
大豆	136	214	-
豆油	200	412	-
砂糖	208	217	461
石油	330	527	1111
石炭	266	282	291
綿糸	321	343	507
綿布	457	600	648
棉花	132	147	235
ゴム靴	232	214	300
マッチ	200	-	1000

注. 「奉天市ニ於ケル闇相場ト公定価格トノシエーレノ拡大」（「昭和十七年二月 満州政治経済動向」27-28頁）より作成

表7 新京（長春）特別市闇相場の推移（小売り）

	1940.6の公定価格を100とする闇指数	1941.12の公定価格を100とする闇指数
麦粉	237	402
高粱米	135	117
砂糖	333	384
石油	159	555
石炭	122	146
大尺布	650	800
粗布	500	773

注. 「新京特別市ニ於ケル闇相場ト公定価格トノシエーレ拡大」（表1に同じ、26-27頁）より作成。

表8 「満州国」労働争議の推移

年度	件数	参加人員	一件当人員	継続日数	一件当日数
1926年	67	12,642	226	325	5.8
1927	94	23,539	250	383	4.0
1928	79	17,606	223	356	4.5
1929	41	6,597	163	217	5.3
1930	35	2,785	80	114	3.3
1931	20	3,031	152	92	4.6
1932	10	1,134	113	23	2.3
1933	29	6,345	219	81	2.8
1934	15	863	58	52	3.5
1935	13	1,076	83	32	2.5
1936	13	1,129	87	46	3.5
1937	35	4,509	129	227	6.5
1938	100	10,026	100	623	6.2
1939	125	12,890	103	421	3.5

注. 「労働争議年別大勢」（遼寧省档案馆編『満鉄與勞工（第二輯）5』、497頁）より作成。

表9 1939年1-4月における「満州国」主要争議一覧

月日	案件	争点	人数	収拾策
1.17	新京市内印刷工場職工罷業	日人職工長と満人労働者の対立	7	三人復職、四人解雇
1.26-1.31	奉天市内鉄道工事土木苦力紛議	賃金不払い	166	全額支払い
1.23-	牡丹江市内バス従業員紛争	待遇改善	25	一部給与増額
1.27	安東市内護謨工場職工罷業	待遇改善	7	要求撤回
2.15-2.17	奉天市内製材苦力罷業	待遇改善	12	積立金制度解消
2.24-2.27	興安東省賃金不払い紛争	賃金不払い	38	賃金支払い
3.3	鞍山「満州ロール」日本人職工同盟罷工	賃金値上待遇改善	82	要求受け入れ
3.6-3.7	錦州省黒山県棉花工場職工罷業	就業時間・賃金問題	192	双方妥協
3.15-3.17	哈爾濱市市内靴下製造工争議	賃上げ	31	値上げ
4.2-4.5	哈爾濱市内毛筆製造工争議	賃上げ	51	要求受け入れ
4.6-4.8	濱江省海倫県満人苦力争議	賃金不払い	225	条件付き支払い
4.4-4.12	濱江省肇東県糧棧苦力の争議	賃金二割値上げ	365	一割値上げ
4.10-4.11	奉天市内馬尾選り職工の罷業	工賃値上げ	31	一打一銭値上げ
4.15-4.16	安東省岫巖県満人酒造従業員の争議	賃上げ	32	双方妥協
4.19-4.20	新京交通会社車掌の紛議	待遇改善	162	円満解決
4.21	安東護謨工場職工の争議	賃上げ	47	現状妥協
4.24-4.25	営口火柴公司満人女工の罷業	作業上の不満	50	調停妥協

注. 「全満主要争議」(出典は表1に同じ、505-509頁)より作成。

## II 労働力総動員体制の基底

### 1 労務新体制

都市労働者の生活難が進行したが、農村の日雇い労働者の賃金が都市労働者のそれより高いという現実が変わらなかったため労働市場の流動化には結びつかなかった。生産力拡充と軍労働に必要な大量の労働力の確保は、もはや何らかの権力的対応がない限り達成できない状況に陥った。それが1941年11月に満州国の労務新体制が実施された理由である。労務統制令を改正してそれまで労務行政をになっていた劳工協会を解消し、「労働力の国家的動員体制の確立」をめざして労務興国会を発足させた。制度的な変更点は、劳工協会による自治的な統制に代えて行政機関が直接統制する体制を整えようとした点にある。そのため労働市場の管理や労働票の発行などを、政府や地方機関が担うことになった。なぜ従来の労働力の自治的な統制が機能しなくなったのか、どう対応すべきかについて、満鉄新京支社調査室が指摘した以下の4点は重要である<sup>(11)</sup>。

第一に、労働力需給計画の失敗の原因を、関東軍の軍事徴発の突発に求めている。満州国民生部・經濟部・企画処は毎年度の重要計画産業増産をにらんで労働力の需給計画をたてたが、突然の軍用徴発によってかく乱されてしまった。とくに1941年7月から始まった関特演による土建・荷役関係労働者移動への影響は大きかった。農村から無理矢理農民を徴発せざるを得なくなり、劳工協会や業者の農村募集計画に対する信用を失わせてしまった。報告



は、軍用徴発にともなう募集方法や募集地域について、軍担当者と政府労務行政機関との間に統一の方針をたてて実行しない限り、労働力の供給源となっている農村の不安や経済的負担を解消することは出来ず、結局労務新体制のいう国内労働力吸収政策は挫折するだろう、と指摘している。

第二に、鉱工業労働者の賃金水準の低さに注目した。労工協会労働者生計費調査によると、鉱工業賃金は労働者の家族生活を維持するのに充分でない。農村労働力が鉱工業労働力として移動する条件がないなかで鉱工業の労働力需要に応ずるためには、強制的に農村から徴発をせざるを得なくなる。これは先に述べた農村と都市の労働者の関係と同様の指摘である。労工協会が着手した第一種募集様式がそれであった。1941年度は1月から6月までの6か月間に3万8千人を募集したが、定着率はほぼ40%以下であったという。昭和製鋼所は1941年7月1日から9月6日までの間に海城県で3回強制募集を行って1790人を集めたが、そのうち1065人が逃亡した。9月20日時点の就業人員は725人に過ぎなかったという。逃亡者の割合は59%である。労働力供出源の農村負担軽減策を実施しなければ、この事態を打開できないというのが報告の主張である。

第三に、労働力不足に対処するためには華北からの労働力供給になお依存しなければならぬとする。新体制案は労働力を華北に依存することから脱却して満州国内の労働力を活用する方針を打ち出しているが、現実には無理である。そのため業者は「北支加入者会」を設立し、12月初旬には次年度の募集数60万人を見込んだ準備を始めたという。しかし募集費として、炭鉱関係15万人分、土建関係20万人分、その他10万人分が必要で、1人分180円とすると3600万円、100円の場合4500万円が事業費として必要になる。これに年間の労働賃金の送金と持ち帰り金の推定合計1億30万円（1939年度実績）を加えると、華北関係の支払いは1億6、7千万円に達した。これらは対華北の貿易外収支額に比べると持ちこたえられる額ではない。このような募集計画は縮小せざるを得ない、と指摘した。

したがって第四に、その代替策として中国軍の捕虜や満州国内の囚人などを、いわゆる特殊工人として積極的に使用せざるを得ないとした。すでに昭和製鋼所のみでも3千人の捕虜、千人の囚人を利用していた。さらに特殊工人を増やすことにより新たな利用計画・配置計画をたてる必要があると提言している。これらの指摘は、それぞれこの時点における労働力確保のための問題点と解決策を示していたといえる。

1942年2月には、民政部令第二号として労働者緊急就労規則が制定された。これは民生部大臣が省長や新京特別市長に労働者の供出命令を出し、それを受けた省長等が各市長・県長・旗長に一定の割合で労働者の供出を割り当てる制度であるが、新たに軍人・軍属や官吏・学生等を除く18才から50才までのすべての住民を労働力動員の対象に含むという規則であった。この規則は、1942年10月に制定された国民勤労奉公法と、12月制定の学生勤労奉公法とともに、行政機関が広範な地域住民を強制動員するための枠組みとして機能させる役割を持っていた<sup>(12)</sup>。そこでこれらの動員の実施が、先に見た農村の社会変容の基底とどのよ

うに関連するのかを考えるために、1942年から1944年にかけての各地の労働力強制動員の実情を検討したい。

## 2 強制動員と攤派

### ①錦州省

まず錦州省黙特右旗（元朝陽県）東南部にある七道泉子村の事例をみよう。同村には11の屯があり、人口は1万1千人であった。労務新体制以前の1941年9月に実施された第一回炭鉱労働者募集では、1屯あたり4人、合計44人が割当てられ、相当数を北票炭鉱に送った。11月の二回目も44人を同炭鉱に送った。一回目の時は、15人が村に逃げ帰ったが、翌日村長が諭して炭鉱に連れ帰ったという。これらの動員は、攤派といわれる村の強制命令によって派遣された。そのため村は1人当たり60円（月15円づつ4か月分）を留守家族に扶助した。攤派のための村の負担総額は5,200円にのぼった。七道泉子村では強制動員の依頼に応じるための必要経費と位置づけられたのだろう。もし応じなければそれまでの富農を中心とした村の秩序を維持することが困難になる。錦州憲兵隊は「斯種強制手段は民心に及ぼす影響大にして却て軍施策」の遂行を妨げかねないと憂えたものの、「強制力を発動して所要数を充足」する以外に労働力供出の手段は見いだせなかった<sup>(13)</sup>。

なお錦州省における1944年度の労働力動員計画によると、軍関係の動員5万4100人、地方関係が16万8000人で、合計31万人余にのぼる膨大な規模の動員計画であった。錦州省内の錦県・錦西・興城・北鎮・黒山・彰武・綏中・台安等の各県に割り当てられたが、上半期の4万人分のうち錦州市では割当数の12%が不足したので3月に「一斉検索」による「強制供出」を実施して埋め合わせたという。供出労働者は軍工事用の労働力として興安北省と興安南省に送られた<sup>(14)</sup>。

### ② 熱河省

熱河省では民政部の指令によって1943年8月13日から24日までの間に軍用労働者2000人を緊急募集した。募集の手順は以下の通りであった。

民政部次長より熱河省に対して、7月29日に関東軍直備および直営労働者を緊急供出して欲しいとの電報照会があった。追って2000人を8月15日までに供出するよう指令があった。そこで熱河省公署は労務興国会に協力させて、各県旗への割り当て分労働者を最寄駅に輸送し、8月24日に引き渡しを完了したという。各県旗公署では、割り当てられた分を管下の村長にさらに割り当てて供出させた。条件は、年令18才より45才迄で、体格が優秀な者や家事担当者ではない者とされたが、農繁期を目前に控えて供出に応ずる希望者はほとんどいなかった。緊急募集であったため、就労地や期間を隠していたことも疑心暗鬼を生んだ。やむを得ず攤派により「強制的に供出」することになった。敷漢旗では、時期が迫っていたのと動員希望者が少なかったため、動員労働者家族の生活保障制度（1人100円から200円、また

は粟2斗から3斗)を導入して、かろうじて動員数を確保したという。その際「前は七か月と言って二年間も延びたか今農繁期を前に又二年も居ると実に困る」「我々貧乏人でも行けと言われれば致し方なく行きますが家にある妻子の生活が心配だ」「金持ち人手のある家からは出さず吾々の様な貧乏人ばかり行くとはいえなくやりきれない」といった供出労働者の言動が見られた<sup>(15)</sup>。

12月3日には民政部から軍用労働者800人を緊急供出せよとの電報指令があり、直ちに承德県に300人、凜平県に500人が割り当てられた。熱河省公署より承德、凜平両県に労働者一人につき動員工作費として5円が渡された。12月15日に、身体検査の結果不合格になった13人を除く787人が東寧滿州第一六〇部隊輸送指揮官に引き渡された<sup>(16)</sup>。

軍用労働者の緊急動員数は1944年に入るとさらに増え、上半期4万人、下半期3万4000人にのぼった。さすがに割当数の達成は困難だったので、各地で「強制供出を実施し割当数を充足」したという<sup>(17)</sup>。

### ③ 間島

間島省では1943年7月初旬の軍命令に基いて第二次軍工事使用労働者140人を引き渡した。農村の労働力を供出することは困難だったので市内の居住者を主要対象として動員した。間島市長は7月12日、逃走者等に対しては労働統制法第十八条により三か月以下の徒刑か三百円以下の罰金又は拘留料に処すことがあると伝えた。労働者中には一部徒食者などもいて、従来に比べて素質不良であると見られた。準備期間中に逃走者47人(間島43人、囚徒4人)、疫病詐称4人(間島)を出した。都市住民を動員したこともあって、慣れない労働に無理に動員されることを批判して「中流以上の生活を為しある我々迄労働者に供出するとは当局も過酷なり」「地方の仕事にならば進んで行くが、軍の作業は監視厳重なる為吾人は努め難し」「未だ労働を為したる事なく、夏季中到底身体続かざるへし」「夫に行かれては爾後家族の生計を如何にせん。当局は強制的供出をなし家族のことは無関心なり」といった声が出た<sup>(18)</sup>。なお1944年4月には、琿春県や延吉県等の補給廠に、県が斡旋した2224人の勤労報国隊員が動員された<sup>(19)</sup>。

### ④ 齊々哈爾

齊々哈爾地域では、1943年の春も例年と同様、雪や氷が溶けると共に農作業が始まった。関東軍にとっても軍工事を開始できる季節になったので、地域住民に対して大規模な労働力の強制動員が行われた。

1943年4月1日、龍江省の大賓・鎮東・綏南・杜爾哈特的各県旗から、滿州第九八三部隊に就労する1300人が緊急供出された。この1300人のうち、4月から8月はじめまでの3か月間における死亡者は41人(伝染病2、その他胃腸疾患)、逃走者85人、疾病帰郷者338人であり、疾病加療中の58人を合わせると事故者は522人と、全体の4割にのぼった。労働者不足

に陥った同隊は、急きょ7月20日に齊々哈爾市から130人を動員させた<sup>(20)</sup>。

4月15日には第二次の軍供出労働者として2400人の割り当てがあったが、すでに農繁期になっていたため商業方面への割り当てを増やしたという。なお農村から強制動員された労働者は、農業経営に支障をきたすとして「夏季は我々の掻き入れ時だ。長期の劳工に行けば安い賃金で多い家族は養って行けぬ」「現農耕に支障を来す。農民より大都市の不良有休者の活用を考慮して貰い度い」「契約済の榜青を劳工に供出せざるを得ぬ為増産に依る割当数の出荷は困難と思ふ」「之から増産といふのに百姓ばかり劳工として連れて行かれ、春になれば増産、秋になれば出荷と言って相当喧しく言ってくるのに、之では百姓は全く救われぬ」といった不満が示された<sup>(21)</sup>。

つぎは訥河県の事例である。訥河県当局は、齊々哈爾滿州第九五六部隊の要請により、1943年5月26日に拉哈飛行場、6月1日に訥河飛行場工事にそれぞれ労働者400人を緊急動員した。緊急動員の対象は、18才から40才までの男子で、各村に人数割当ての命令が出された。訥河飛行場へは九井村(42人)、造化村(25人)、保安村(35人)など10か村から、訥河飛行場には維新村(37人)、福民村(61人)、人和村(49人)など9か村から緊急動員が実施された。これらの村ではそれ以前にも補給廠就労者の動員や国民勤労奉公隊の第一次動員に応じており、農繁期にたびたび強制的緊急動員があるのは、国策である食料増産に反するものであるとして、忌避的動向が著しかったという<sup>(22)</sup>。7月8日に齊々哈爾市から割当外で動員され、滿州第九五六部隊の鎮西飛行場で就労していた422人の供出労働者は、齊々哈爾市の恩信区から50人、龍華区から50人、財神区から60人など各区への割り当てにもとづいて動員された住民である。そのうち身体検査不合格者は58人、忌避逃走者は150人であった<sup>(23)</sup>。

9月からは新たに1865人が甘南・訥河・醴泉・林甸・泰康・泰賚・安広・瞻榆・鎮東の各県から強制動員された。動員は村長を経て、屯別に動員人員を割り当て、引き渡し当日は屯長が引率してそれぞれの県公署に集合し、県医の身体検査を実施した上で部隊受領員に引渡された。訥河県下において浮浪者の強制動員があった。訥河街は割当人員150人であったが、集合人員はわずか40人に過ぎなかったため、警察署と協和会の協力を得て城内2か所に検問所を設け、浮浪者・無職者等を強制的に徴集して割当人員を確保した。また農産物の集荷期を控えていたので、動員忌避も見られ、替玉が16人あった<sup>(24)</sup>。

4月15日から5月15日の間に2400人の第二次軍労働者の供出が求められた。商業者にも割り当てることによって供出に応じたという。そのため資産家や商人は月50円から80円を支払って替玉を出したものもある。醴泉県では攤派として、30円から180円が生活補助費の名目で支給された。各県とも、農繁期の供出割当は増産督励に反すると不満をもらすものがあつた。増産に対する憂慮や賃金の低さをきらい、供出をまぬかれるために病気持ちや虚弱者を代わりに供出する傾向が見られた。

1943年4月から10月までの間、龍江省の齊々哈爾市・鎮東・大賚・泰康・洮南・安広の各県から1522人が齊々哈爾の補給廠直備労働者として供出された。たびたびの供出であり、農

産物の集荷期に重なったため忌避の傾向が見られた。16人の替玉が見つかった。6か月間180円から400円で請け負っていたという<sup>(25)</sup>。

#### ⑤ 新京（長春）市

新京特別市では、1943年度の割当外軍直備労働者として6月22日に1440人を動員した。動員命令に沿って、6月8日から12日の間の2日間に区長会議を開き、各区の割当数を決めた。6月23日、三不管広場に供出者1626人を集合させ、身体検査不合格者を除く1440人を新京駅で現地軍に引き渡した。忌避逃走者は217人、替玉供出者は250人であった<sup>(26)</sup>。

#### ⑥ 牡丹江

1943年春の牡丹江における軍関係労務者の強制募集に対する農民の不満は激しかった。農繁期だったので、強制動員の応ずると減収になってしまうと、忌避する住民がいた。「農繁期に際して強制的に部隊に出される事は一番辛く此れでは増産もあったものではない」「農耕期に向い一番大事な時なのに、働き盛りの息子を供出せられ種播きは遅れるし、其の上何時帰って来るか分からぬとは国策とはいえ困ったものだ」「農民が除草期に長期に亘り徴用されたる為め、農産物の生産は約二割方減収せり」「我々の如き貧乏者が此の生活費の高い時に一円五十銭位で働いて居ては国家の為とは言ひ乍ら死ねと言ふか如き様なものだ」「軍の仕事なら仕方がないが、農産物の出荷も終わらぬ時に馬車を徴用されるし興農合作社からは早く出荷せよとやかましく言はれるし困ったものだ」「軍隊は農繁期も何も考慮せず、諸要求が多く、稲作も野菜も其俣にして牛馬車共に引張り出されたのは全く困る」「農家の一番忙しい八、九月に飛行場の草刈や土壁構築に引き出されては、田畑の除草も出来ず遂に今年農作も不作に終わるならん」といった農繁期の供出への強い不満が述べられていた<sup>(27)</sup>。

#### ⑦ 攤派と替え玉

以上の地域における強制動員の事例において、多くの場合攤派や替え玉が行われていた。村は強制的に労働力動員に応ぜざるを得ず、その補償のために一定金額を留守家族に支払った。ただ村が用意する金額は年を経るにつれて増加し、村財政を強く圧迫した。富者が労働力供出を避けるため現金を与えて替え玉を用意する行為についての村人の批判的言辭も度々見られた。満州国政府と地方機関が実施した労働力強制動員は、旧来の村秩序の維持を危機に陥れたといえよう。農繁期に強制動員を実施したことに対する強い不満の言葉も度々見られた。強制動員は政府のいう農業生産力の拡大どころか大幅減退をまねいてしまうとの言辭である。たしかに農業生産力の増大と労働力強制動員は対立する政策であったが、あえてそれを実施せざるを得なかったのが総力戦下の満州国の実情であり、このような矛盾の深化が基底における社会変容をうながす要因を生み出したといえよう。

## おわりに

以上の検討により、おおよそ次のような諸点が明らかになった。

第一に、北満の農村の事例では、日中全面戦争開始後にインフレーションが進行するなかで、富農が生産基盤を維持拡大したのに対して、中農は労賃高のため負債を背負い、雇農等も生活を切り詰めるなど窮乏化を余儀なくされたことがわかった。しかしこのような農民層の分解にもかかわらず、都市労働者の日雇い賃金は農村のそれより低かったので、直ちに農村労働力の都市への流出を伴うことはなかった。

第二に、都市の一般労働者の多くは「半農半工」と呼ばれたように農村と密接な関係を持っていた。しかし物価の高騰は労働者の生活困難を引き起こし、1938年以降主として賃上げを求める労働争議を激化させた。農産物等の小売価格の上昇が都市住民の生活を圧迫して労働者の賃金を押し上げる要因になったが、他方農村でもとくに農繁期の労働力確保は不可欠であり、引き続き都市より高い賃金水準を維持せざるを得なくなっていた。

第三に、インフレーションを抑えるためには土着資本による物資の買い占めなどをさせないことが求められたものの、それは果たせなかった。1941年以降国家と地方機関が労働力確保に直接介入する強制動員によって事態を打開しようとした。

第四に、しかし地方行政機関を通しての強制動員は、替え玉や逃亡を頻発させ、思うように運営できなかった。そのため華北からの労働者移入を維持するとともに、特殊工人を大量に導入する政策がとられた。

第五に、農村では攤派という共同体的慣行があったが、地方行政機関が労働力の供出数を割り当てて過酷な強制動員を繰り返したので、財政負担に耐えられなくなった。それは富農を中心とした村落秩序がもはや維持できなくなっていたことを示しており、旧来の農村、あるいはそれに連動する都市も変容を余儀なくされざるを得ない基底を準備することになった。

## 注

- (1) 南満州鉄道株式会社（以下満鉄と略す）新京支社調査室「昭和十五年一月 物価高ノ農村ニ及ホセル影響調査」（遼寧省档案馆所蔵）。
- (2) 満鉄調査部「満州インフレーション調査報告（第一部総括竝対策篇）」（1941年4月）。
- (3) 満鉄新京支社調査室「新京時事資料月報 満州政治経済動向」第一号、同前「満州経済季報」第一輯（いずれも吉林省社会科学院満鉄資料館所蔵）。
- (4) 「関東憲兵隊文書」（吉林省档案馆所蔵「劳工档案」所収、以下同文書については所蔵の記載省略）。
- (5) 前掲、「物価高ノ農村ニ及ホセル影響調査」3頁。
- (6) 前掲、「満洲経済季報」第一輯、313頁。
- (7) 「最近ニ於ケル闇相場ニ就テ一特ニ小売段階デノー」（「昭和十七年二月 満州政治経済動向」）23頁。
- (8) 同前、26頁。
- (9) 同前、24頁。

- (10) 満州勞工協会「康徳十年版 満州労働年鑑」(遼寧省档案馆編『満鉄與勞工(第二輯) 5』(広西師範大学出版社) 143-144頁。
- (11) 新京支社調査室「昭和十六年十一月 新京時事資料月報 第一号 満州政治経済動向」14-18頁。
- (12) 「労働人緊急就労規則」他(『満鉄與勞工』第二輯2卷) 200-206頁。
- (13) 蛭田武雄「七道泉子村の農村労働力組織化に就て」(『勞工協會報』3卷12号、1943年12月) 20-26頁。
- (14) 錦州憲兵隊長「軍用労働者緊急供出状況」(1944.5.31)。
- (15) 承德憲兵隊長「軍用勞工募集状況並之カ反響ニ関スル件」(1943.9.21)。
- (16) 承德憲兵隊長「緊急軍用勞工供出状況ニ関スル件」(1943.12.23)。
- (17) 承德憲兵隊長「軍用勞工募集状況並之カ反響ニ関スル件」(1943.9.21)。
- (18) 間島憲兵隊長「労働者供出状況ニ関スル件」(1943.8.2)。
- (19) 間島憲兵隊長「其後ニ於ケル補給廠就労勤勞報国隊員交替状況ニ関スル件」(1944.4.27)。
- (20) 齊々哈爾憲兵隊長「軍直備労働者ノ動向ノ件」(1943.8.2)。
- (21) 齊々哈爾憲兵隊長「軍労働者供出状況」(1943.6.30)。
- (22) 齊々哈爾憲兵隊長「訥河県ニ於ケル軍用労働者ノ緊急供出ニ伴フ動向ニ関スル件」(1943.6.28)。
- (23) 齊々哈爾憲兵隊長「軍関係労働者供出状況ニ関スル件」(1943.7.7)。
- (24) 齊々哈爾憲兵隊長「軍関係労働者供出状況ニ関スル件」(1943.7.13)。
- (25) 齊々哈爾憲兵隊長「在齊補給廠直備労働者ノ帰還並入廠状況ニ関スル件」(1943.10.21)。
- (26) 新京憲兵隊長「軍直備労働者供出ニ伴フ反響ニ関スル件」(1943.7.2)。
- (27) 牡丹江憲兵隊長「民有地使用並軍需資材(勞力) 収集ニ伴フ反響内査ノ件通牒」(1943.6.2)。